

十和田市事業継続緊急対策給付金事業に係るQ&A

【結婚式場事業者】

問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

市内に本社を有し、主たる事業として挙式・結婚披露宴等を行うための会場や飲食サービスを常時提供している方です。

問2 提出書類を教えてください。

全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。（※前回の申請時に提出されている場合は省略可。ただし、許可期間が切れている場合や、事業内容が変更となっている場合は、最新のものを提出してください。）

- ・事業概要がわかる書類（パンフレット等）
- ・昨年の結婚披露宴の開催実績がわかる書類（様式は問いません）

問3 神前結婚式を行っている神社や結婚パーティーを行っているレストランは対象となりますか。

神社やレストランは、主たる事業として挙式・披露宴等を行う会場ではないため、対象外となります。

市内で飲食店を営む場合は、飲食業支援給付金の対象となる可能性がありますので、そちらをご覧ください。

問4 結婚式場と提携した貸衣装店や写真館等は対象となりますか。

貸衣装店や写真館等は、生活関連サービス等事業者となる可能性がありますので、そちらをご覧ください。